

平成27年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目 次

I	平成27年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
ア	徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	8
イ	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	9
(2)	専決処分の報告について	19
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	19

I 平成27年警察本部主要施策の概要

平成26年中の刑法犯認知件数は4,643件で、11年連続して減少したものの、特殊詐欺の被害額が3億4千万円に上り、依然として高齢者を中心に大きな被害が発生している。

また、交通事故死者数は31人で、道路交通法が施行された昭和35年以降最少を記録し、交通事故発生件数も前年比-8.9%と大きく減少したものの、依然として痛ましい事故により尊い命が失われている。

昨年、全国的に台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が猛威を振るい、県内でも台風の豪雨や豪雪により浸水被害等の大きな被害が発生した。30年以内に70%程度の確率で起きるとされる南海トラフ地震を始めとするあらゆる自然災害に迅速かつ的確に対処できるよう、活動拠点の整備、機能強化等を進める必要がある。

県警察では、これら治安情勢を踏まえ、昨年に引き続き、「安全安心を誇れる徳島県の実現」を運営指針とし、更なる対策を進めることとしている。

1 身近な犯罪の徹底抑止

街頭活動を強化するとともに、通学路や商店街への防犯カメラの設置促進、地域住民が行う自主防犯活動の積極的な支援、的確な情報発信等を推進する。

- (1) 身近な犯罪の抑止と検挙
- (2) 犯罪の起きにくい社会づくり
- (3) 少年非行防止と保護
- (4) 街頭における警察活動の強化

(5) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

早期検挙に向けた迅速かつ的確な組織捜査を展開する。また、構造的不正の摘発や暴力団の壊滅に向けた対策等を推進する。

(1) 重要犯罪の迅速な解決

(2) 構造的不正等の厳格な取締り

(3) 断固たる組織犯罪対策

(4) 捜鑑科の更なる一体化

3 交通死亡事故の徹底防止

事故の発生傾向と原因を精密に分析し、危険ドラッグなど薬物使用による危険運転の防止など、実効性ある交通死亡事故防止対策等を推進する。

(1) 交通事故防止対策の推進

(2) 安全で快適な交通環境の整備

(3) 厳格で適正な交通指導取締り

(4) 効果的な運転者対策

4 大規模災害等への徹底対処

あらゆる自然災害に迅速かつ的確に対処できるよう、活動拠点の整備、機能強化を進める。また、国際テロなど様々

な事態を想定した訓練を重ねるとともに、自治体等との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努める。

- (1) 大規模災害への万全の備え
- (2) 突発重大事案への的確な対処
- (3) 国際テロ、対日有害活動への対策
- (4) 過激派、右翼等の防圧と検挙
- (5) 新たな治安事象への的確な対応

5 組織基盤の徹底強化

第一線で勤務する警察職員が、それぞれの任務に邁進することができるよう、業務の合理化・効率化を徹底するとともに、県警察がこれからも力強い警察であり続けるため、若手警察官の早期戦力化、女性の登用拡大等を推進する。

- (1) 国民の期待と信頼に応える警察の確立
- (2) 時代の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察刷新強化の取組の定着化
- (4) 人的基盤の強化と実務能力の向上
- (5) 女性の視点を一層反映した警察運営

II 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	27年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	20,740,151	22,500,867	△1,760,716	92.2	367,679	1,162,201	55,551	459,000	134,708	150,000	481,000	17,930,012

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 予 算 額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	14,892	15,550	△658	95.8	① 公安委員報酬 (6,215) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (8,677)	(6,215) (9,335)
警察本部費	17,601,466	17,814,315	△212,849	98.8	① 給与費 (16,311,158) ② 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費 (1,290,308)	(15,882,302) (1,932,013)
警察施設費	466,076	1,289,323	△823,247	36.1	① 交番・駐在所等整備事業費 (54,307) ② 警察署整備事業費 (411,769) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (0)	(90,174) (1,091,640) (107,509)
運転免許費	641,542	600,503	41,039	106.8	① 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費 (641,542)	(600,503)
恩給及び退職年金費	37,905	43,372	△5,467	87.4	① 恩給施行費 (37,905) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(43,372)

警察活動費	1,978,270	2,737,804	△759,534	72.3	① 警察装備費 (197,787) (195,588) 警察装備の整備及び運営に要する経費 ② 一般警察活動費 (484,032) (522,584) 地域活動（交番、駐在所等）等に要する経費 ③ 刑事警察費 (307,498) (298,002) 犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費 ④ 交通指導取締費 (206,856) (206,031) 交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費 ⑤ 交通安全施設整備事業費 (771,644) (1,505,146) ア 国補対象事業費 (210,000) (101,108) イ 県単独事業費 (205,204) (1,032,650) ウ 維持補修費 (356,440) (371,388) ⑥ 道路交通情報提供費 (10,453) (10,453)	
合計	20,740,151	22,500,867	△1,760,716	92.2		

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
警察署整備事業工事請負等契約	平成28年度	264,764		232,000		32,764

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。

(イ) 改正の概要

本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
警 視	7 4 人	7 4 人
警 部	1 5 1 人	1 5 1 人
警部補	4 2 4 人	4 2 6 人
巡査部長	4 3 7 人	4 3 9 人
巡 査	4 4 9 人	4 5 2 人
計	1, 5 3 5 人	1, 5 4 2 人

(ウ) 施行日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

イ 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習等に係る手数料について所要の改正を行うとともに、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部が改正されたことに伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に対する講習会に係る手数料を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 運転免許試験等に係る手数料の額を改めることとした。
- b 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を定めることとした。
- c 災害により許可済猟銃を亡失した者等に対する講習会に係る手数料を定めることとした。
- d 手数料の額は、別表のとおりである。

(ウ) 施行日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、(イ)のcについては、公布の日から、(イ)のbについては道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別 表

(単位：円)

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会手数料	災害による許可済猟銃の亡失者等に対する特例		—	3,000
運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	一般	4,600	4,400
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	7,700	7,400
	普通自動車免許に係る試験	指定教習所卒業	1,800	1,750
		特定失効	1,900	1,850
		一般 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,050	3,100
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	一般	3,050	2,950
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,600	4,500
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	指定教習所卒業		1,900	1,850
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	一般		4,600	4,550

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
運転免許試験手数料	仮運転免許に係る試験	一般	3,000	2,850
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,550	4,400
検査手数料	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査		3,850	3,650
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		6,950	6,650
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		4,050	3,850
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		4,900	4,750
再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	2,800	2,850
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験		1,700	1,750
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		3,250	3,300
	原動機付自転車免許に係る再試験		1,000	1,050
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		3,600	3,500
審査手数料	運転することができる自動車等の種類を限定された者がその限定の全部又は一部の解除を受けるための審査		1,550	1,450
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		3,100	3,000

手数料の種類	区 分		改 正 前	改 正 後	
技能検定員資格者証 交付手数料			1, 200	1, 100	
技能検定員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		23, 500	23, 450	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		21, 850	21, 700	
	審査を免除される場合の減じる額	技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4, 150	4, 000
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	3, 750	3, 600
			大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4, 450	4, 250
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7, 000	6, 700
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	6, 400	6, 100
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2, 200	2, 100
			大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7, 800	7, 400
	交通の方法に関する教則の内容となっている事項		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2, 100	2, 450
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	1, 850	1, 950
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2, 100	1, 950

手数料の種類	区 分			改正前	改正後
技能検定員審査手数料	審査を免除される場合の減じる額	自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2, 100	2, 450
			普通自動車運転免許に係る技能検定員審査	1, 850	1, 950
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2, 100	1, 950
		技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2, 250	2, 000
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	2, 000	1, 950
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2, 250	2, 500
		自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1, 850	1, 750
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	1, 950	2, 100
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2, 450	2, 550
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		3, 150	3, 700	
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2, 700	2, 550	

手数料の種類	区 分		改正前	改正後	
教習指導員資格者交付手数料			1,200	1,100	
教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		15,000	14,950	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		9,450	9,400	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		12,850	12,750	
	審査を免除される場合の減じる額	教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150	4,000
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750	3,600
			大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450	4,250
	技能教習に必要な教習の技能		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450	1,350
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400	1,250
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500	1,300
			大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査	1,900	2,050
	学科教習に必要な教習の技能		大型自動車又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350	1,250
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300	1,200
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150	1,100

手数料の種類	区 分			改正前	改正後
教習指導員審査手数料	審査を免除される場合の減じる額	交通の方法に関する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450	1,550
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200	1,350
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250	1,300
		自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450	1,550
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200	1,350
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250	1,300
		教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350	1,400
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150	1,300
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150	1,200
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700	2,550	

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
講習手数料	安全運転管理者等講習	1時間当たりの単価	700	750
	取消処分者講習	1時間当たりの単価	2,450	2,350
	停止処分者講習	1時間当たりの単価	2,200	2,100
	大型自動車免許又は中型自動車免許取得時講習	1時間当たりの単価	4,700	4,650
	大型自動二輪車免許取得時講習	1時間当たりの単価	4,150	4,100
	普通自動二輪車免許取得時講習	1時間当たりの単価	4,050	4,000
	旅客車免許取得時講習	1時間当たりの単価	3,150	3,100
	応急救護処置講習	1時間当たりの単価	1,250	1,300
	初心運転者講習	1時間当たりの単価(普通免許)	2,100	2,050
		1時間当たりの単価(大型二輪免許)	2,750	2,700
		1時間当たりの単価(普通二輪免許)	2,600	2,550
		1時間当たりの単価(原付免許)	2,450	2,400
	更新時講習	優良運転者	600	500
		一般運転者	950	800
		違反運転者等	1,500	1,350

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
講習手数料	高齢者講習 (75歳未満)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許保有者	5,800	5,600
		小型特殊自動車免許のみ保有者	2,350	2,250
	高齢者講習 (75歳以上)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許保有者	5,350	5,200
		小型特殊自動車免許のみ保有者	2,350	2,250
	違反者講習	実車運転等検査型	13,350	13,200
		社会活動参加型	9,200	9,050
	自転車運転者講習	1時間当たりの単価	—	1,900
	特定任意講習		1,500	1,350
	特定任意高齢者講習 (75歳未満)		5,800	5,600
特定任意高齢者講習 (75歳以上)		5,350	5,200	
通知手数料			850	900
技能検定員審査手数料の減じる額	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の62の項の5の(一)及び(二)に掲げる審査項目のいずれをも免除される者である場合に更に減じる額	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	2,950	2,800
		普通自動車免許に係る審査	900	850

手数料の種類	区	分	改正前	改正後
技能検定員審査手数料の減じる額	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の62の項の5の(一)及び(二)に掲げる審査項目のいずれをも免除される者である場合に更に減じる額	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査	3,050	3,100
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	350	550
		普通自動車免許に係る審査	200	350
教習指導員審査手数料の減じる額	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の64の項の5の(一)及び(二)に掲げる審査細目のいずれをも免除される者である場合に更に減じる額	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	3,000	2,850
		普通自動車免許に係る審査	950	900
		特定第一種運転免許に係る審査	1,050	1,100
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査	3,050	3,150
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	100	250
	特定第一種運転免許に係る審査	50	100	
	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の64の項の5の(四)及び(五)に掲げる審査細目のいずれをも免除される者である場合に更に減じる額			

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
那賀郡那賀町在住 1名	167,171円	平成26年 5月 9日	徳 島 市 地 内	平成27年 1月23日	物 損	刑事部捜査第一課
		捜査用車両が交差点で出会い頭に衝突したもの				
鳴門市在住 2名	1,264,869円	平成26年 9月 5日	鳴 門 市 地 内	平成27年 1月23日	人 身	板 野 警 察 署
		捜査用車両が路外から車道へ進行した際、走行中の車両と衝突したもの				
吉野川市所在 1法人	12,204円	平成26年10月29日	吉 野 川 市 地 内	平成27年 1月23日	物 損	阿波吉野川警察署
		捜査用車両が店舗敷地内を移動中、電話線をひっかけ、切断したもの				
徳島市在住 1名	110,000円	平成26年10月29日	徳 島 市 地 内	平成27年 1月23日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		捜査用車両が後退中、駐車中の車両と衝突したもの				
計	1,554,244円					